

令和8年度採用 練馬区会計年度任用職員（債権調査専門員）採用選考募集案内

1 募集人数（採用予定数）および勤務場所

(1) 募集人数（採用予定数）

1名

(2) 勤務場所

(雇入れ直後) 石神井総合福祉事務所

(変更の範囲) 変更なし

2 職務内容

(雇入れ直後)

(1) 生活保護費債権の管理および回収に関する業務

ア 債務承認書の内容確認

イ 差押えおよび取立ての実施

(2) 生活保護費債権の管理および回収を目的として行う生活保護受給者等の相続人・居所等の現況調査

(3) 福祉事務所職員が行う債権の管理に関する業務への支援および助言

ア 受給者への納付指導時において必要に応じての同席・支援

イ 主に廃止世帯を対象とする納付交渉

(4) その他管轄の総合福祉事務所長が必要と認める事項

ア 所属する係に関する、職員として一般的な業務（電話取次ぎ、窓口取次ぎ、一斉作業への協力等）

(変更の範囲) 変更なし

3 応募資格

次の要件を備えており、健康で職務に意欲のある者

(1) 生活保護制度に理解のある者

(2) つきのいずれかに該当する者

ア 国税または地方税の収納実務経験もしくは国税または地方税の例による滞納処分が可能な債権の収納実務経験が5年以上の者

イ 行政機関における債権管理回収実務経験があり、アに掲げる者と同程度の知識を有する者

4 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

※ 令和9年3月31日まで任用される方については、令和9年4月1日に、同一の職務内容と認められる職に再度の任用を行うことがあります。（面接などの選考は行います。）

5 勤務条件

(1) 報酬額 月額 239,122円（地域手当相当額を含む）

※ 報酬の支給日は、当月15日です。

※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※ 特勤手当（日額390円）を勤務実績に応じて翌月に支給します。16日勤務した場合の合計支給額は245,362円になります。

※ 通勤に伴う交通費相当額を支給します。（1か月の上限額 55,000円）

※ この他に期末手当および勤勉手当の支給があります。

(2) 勤務日数 月16日勤務

- (3) 勤務時間 8:30~17:15
- (4) 休憩時間 12:00~13:00
- (5) 勤務を要しない日 土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日
- (6) 時間外労働 無し
- (7) 加入保険 東京都職員共済組合（医療保険）（有・無）、
厚生年金保険（有・無）、雇用保険（有・無）
- (8) 年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。
- (9) その他 石神井庁舎は建物内禁煙

6 選考方法・日程等

(1) 第一次選考（書類選考）

受験申込書および課題小論文により選考します。

【書類選考結果】令和8年2月初旬郵送予定

(2) 第二次選考（面接）

第一次選考の合格者を対象に面接を行います。

時間、会場は第一次選考の合格通知とあわせて通知します。

【面接予定日】令和8年2月12日（木）、13（金）、16（月）、17日（火）

※ 上記以外の面接日程となる場合もあります。

【最終選考結果】令和8年2月下旬に郵送予定

7 申込方法

次の書類を令和8年2月3日（火）までに石神井総合福祉事務所管理係へ提出してください。

(1) 提出書類

ア 受験申込書（写真添付）

イ 小論文（様式自由・800字から1200字程度）

テーマ「あなたの経験を生活保護費債権の管理・回収実務にどのように活かしたいか」
※生活保護費の原資が税金である一方で、生活保護費債権の債務者の多くが生活困窮者であることの双方を踏まえた上で具体的に記述してください。

(2) 受付期間および受付場所

【持参の場合】

受付期間 令和8年2月3日（火）まで

※ 土・日曜日を除く

※ 午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所 石神井総合福祉事務所管理係（練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎3階）

【郵送の場合】

受付期間 令和8年2月3日（火）《必着》

郵送先 〒177-8509 東京都練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎3階
石神井総合福祉事務所管理係

※ 受験日当日に地方公務員法第 16 条各号のいずれかもしくは民法の規定に該当する者は受験できません。

○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

8 その他

ご提出いただく書類に記載されている個人情報は、採用選考関係のみに使用します。また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

9 申込先・問合せ先

〒177-8509

東京都練馬区石神井町 3-30-26 石神井庁舎 3 階

石神井総合福祉事務所管理係 田澤・楠

電話：03-5393-2801

FAX：03-3995-1137

メール：SHAKUJFUKU01@city.nerima.tokyo.jp